

令和 7 年 9 月教育委員会定例会議事録

- 1 日時 令和 7 年 9 月 16 日（火） 午後 4 時から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館 11 階 教育委員会室
- 3 出席 教育長 （廣田隆延）
教育委員会委員（笠井智佳、松嶋康博、服部直美、加藤貴也）
- 4 議場に出席した職員
教育委員会事務局教育次長（永井洋一）、教育委員会事務局参事（磯部仁）、参事兼教育総務課長（横木一郎）、参事兼教育政策課長（白木敏弘）、参事兼学校教育課長（藤見忠）、教育指導課長（上田由実子）、教育支援課長（鈴木康仁）、書記（木葉健介）、書記（久住孝大）
- 5 議事
（1）鈴鹿市立学校の管理に関する規則の一部改正について （学校教育課）
- 6 報告事項
（1）学校再編準備委員会の進捗状況について （教育政策課）
- 7 その他
（1）令和 7 年 10 月教育委員会定例会の開催について （教育総務課）
- 8 傍聴人 2 名

（教育長）皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和 7 年 9 月教育委員会定例会を開催します。本日の議事録署名委員は、松嶋委員をお願いいたします。

（教育長）それでは、議事に入ります。議案第 2197 号「鈴鹿市立学校の管理に関する規則の一部改正について」をお諮りします。事務局から説明をお願いいたします。

（参事兼学校教育課長）それでは、私からは議案第 2197 号「鈴鹿市立学校の管理に関する規則の一部改正について」、御説明申し上げます。資料 1 ページを御覧ください。学年始休業日につきましては、現在、「鈴鹿市立学校の管理に関する規則」におきまして、「4 月 1 日から同月 5 日まで」と定めております。学年始休業日は、教職員にとりまして、新年度の

学校教育活動を円滑に進める上で、重要な準備期間となっておりますが、年度により、日数に差が生じる状況でございます。この状況を解消し、毎年、準備期間を5日間確保することを目的に、鈴鹿市立学校の管理に関する規則第4条（3）の「学年始休業日4月1日から同月5日まで」を「学年始休業日4月1日から第1学期始業式の日の前日まで」と改正するものでございます。この改正は、教職員にとって有効なだけでなく、児童生徒の新年度の準備等の充実も見込まれるものと考えております。説明は以上でございます。御審議いただきますようお願い申し上げます。

（教育長）ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

（教育長）それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2197号「鈴鹿市立学校の管理に関する規則の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

（委員一同）異議なし

（教育長）御異議がないようですので、議案第2197号を原案のとおり承認いたします。

（教育長）それでは、次に報告事項に移ります。報告事項1番目の「学校再編準備委員会の進捗状況について」をお願いいたします。

（参事兼教育政策課長）それでは、報告事項の1ページを御覧ください。「学校再編準備委員会の進捗状況について」でございます。天栄小学校の開校に向けた準備委員会の進捗状況を報告いたします。

1「部会の開催状況」でございますが、まず、（1）の代表者会議の第4回を8月28日に開催し、各専門部会の進捗状況について情報共有を行いました。各部会の検討内容につきましては、これまでも定例会で報告しておりますので、主な意見について、報告をさせていただきます。まず、PTA部会でございますが、委員からは、PTA関係者により作成されている取扱説明書の内容や、交通安全上の注意を促すストップマークの確保に関する意見がございました。次に、通学・安全部会でございますが、委員から、スクールバスの説明会に関する質問があり、乗車予定の児童の保護者を対象に行うこと、説明内容は今後検討していくことを共有しております。次に、跡施設利用検討部会でございますが、委員からは、サウンディング型市場調査の対話ではどのようなことを聞くのかとの質問があり、実施要領に記載している項目を確認する旨を共有しております。

次に、学校運営部会でございますが、委員から、3校の下校時刻が異なっている点について質問があり、3校の状況を踏まえて、天栄小学校の時間割を検討していく旨を共有し

ております。

最後に、総務部会でございますが、こちらについては、委員からの意見は、ございませんでした。

続きまして、(2)の総務部会の第10回でございますが、9月8日に開催いたしました。1校章のデザイン案について、総務部会の意見を踏まえて選定した児童のデザイン案5点を飯野高等学校に補正を依頼し、児童のデザインや意味を崩さないよう、丁寧に補正されていることを確認しました。このデザイン案5点と飯野高等学校から提案されましたデザイン案1点の計6点を候補として、3小学校の児童による投票を9月11日から18日まで実施することについて協議いたしました。委員から、校章のデザイン案の最終選定については、児童の投票結果を尊重したいなどの意見がありました。続きまして、2ページを御覧ください。2閉校式につきましては、案内チラシの素案を提示し、説明を行うとともに、閉校記念品であるクリアファイルやリーフレットの配布数について、次回の会議で意見を求めるための事前説明を行いました。

最後に、2「今後の会議の開催予定」でございますが、総務部会の第11回を9月29日に、開催する予定でございます。これ以外の会議につきましては、現時点では開催が決まっておりますが、必要に応じて、その都度開催してまいりたいと考えております。学校再編準備委員会の進捗状況についての説明は、以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(松嶋委員) 毎回お聞きしておりますが、当初想定していなかった課題や、急遽対応が必要となったような問題点があれば教えてください。

(参事兼教育政策課長) 応募のあった校章のデザイン案ですが、素晴らしいデザインに込めた理由もしっかりとしております。それらを飯野高等学校の方で補正をしてもらったことで、非常に良いデザインとなりました。このことが想定を超えたことであると思っております。急な問題点などは今のところ出ておりませんが、もし出てきましたら、開校の半年前になってきますので、早急に対応する必要があると考えております。

(加藤委員) 分かる範囲で教えていただきたいのですが、PTAは一つになるという理解でよろしいでしょうか。最近、PTAにはいろいろな話題もあるところですが、今回の統廃合により話し合う良い機会になっているのではないかなと思っています。それぞれの学校でPTAに対する文化や背景がある中での統合になると思うので、PTAに対する特徴的な意見や課題になっている点があれば教えてください。

(参事兼教育政策課長) 3つのPTAが一つになるということで、調整のためにPTAの皆

様に集まっていたいただき、時間をかけて話し合いをしてもらいました。それぞれのPTAで活動内容が違いましたので、すり合わせしていく中で、「今後、この活動内容は必要ないのではないか。」とか、「これは良い活動なので残して、今後もやっていこう。」などと議論してもらったことで、内容が固まりつつあります。

(教育長) PTA自体を根本的になくすという意見はありましたか。

(参事兼教育政策課長) PTA自体を根本的になくすという意見も出されたのですが、やはり3校の意見として今後に残していくということで調整していただいて、繰越金のことなどもそれぞれのPTAで話し合って決めていった形です。

(笠井委員) 資料の《主な意見》にある「スクールバスの説明会は誰を対象に行うのか。」という意見に対し、「乗車する児童を持つ保護者の方が対象」となっていますが、先ほどPTAの話も出ましたけれど、例えば、旗を持って立っていただく見守りの方など、そういった立場の方もこの説明会に参加されるのでしょうか。

(参事兼教育政策課長) スクールバスに乗車する児童の保護者を対象としているので、地域の皆様は対象にはなっておりません。しかし、今後の通学路の見守りなどの観点で、説明会とは別で進めていきたいと考えております。

(加藤委員) 今の御意見は大事なところであると思っています。私も過去に学校運営協議会やPTAをしていた時に、地域の方から、昔と比べて特に登校や安全に関する情報共有ができていないという声がありました。まずは、利用される児童の保護者の方への説明の後に、「こうやって変わって、こういう風に運用されていく。」というのを、個人的には広く情報共有した方が児童の安全につながりますので、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。

(参事兼教育政策課長) 昨年3月になりますが、スクールバスのルートなどは地域の全てに回覧しておりますので、地域の皆様も御存知いただいているかと思っております。今後、通学安全部会において、ボランティアなどの方への情報共有がなされるような形で進めさせていただこうと考えております。

(加藤委員) バス利用する児童以外にも通学路が変わるのであれば、その方々も含めてということでしょうか。

(参事兼教育政策課長) 天名、合川小学校から天栄小学校へ通学する児童は、全てスクール

バスに乗っていただくという形で想定しておりますが、自宅から乗降場所までは今までとは違うルートになる場合もあります。学校と地域の方を含めて協議済み、協議中というところもあり、今まさに安全確保などの話も同時に進めているところでございます。

(教育長) バス停までも通学路ということになるのでしょうか。

(教育支援課長) そのとおりでございます。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。「令和7年10月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 令和7年10月教育委員会定例会でございますが、令和7年10月21日(火)午後1時30分から教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、令和7年10月教育委員会定例会を令和7年10月21日(火)午後1時30分から教育委員会室において、開催することにいたします。

(教育長) 以上をもちまして令和7年9月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

9月教育委員会定例会終了 午後4時14分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委員 松嵜 康博